

## 公職選挙法の一部改正について

「公職選挙法の一部を改正する法律」（令和7年法律第19号及び令和7年法律第20号）が令和7年3月26日に成立し、同年4月2日に公布されました。改正の概要は次のとおりです。

### 1.ポスターの品位保持（令和7年法律第19号）

内容	<p><b>（1）ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を選挙人に見やすいように記載しなければならないこと</li><li>・ポスター掲示場に掲示するポスターには、他人若しくは他の政党等の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝など品位を損なう内容を記載してはならないこと</li></ul> <p><b>（2）ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処すること</li></ul>
施行日	<u>令和7年5月2日</u>

### 2.選挙運動に関する規格の簡素化（令和7年法律第20号）

内容	<p><b>（1）公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・選挙運動用自動車の規格を、全ての選挙について、乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満とすること</li></ul> <p><b>（2）公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・選挙運動用ポスターの規格を、全ての選挙について、長さ42cm、幅40cm以内とし、これに伴い、個人演説会告知用ポスターを廃止すること</li></ul>
施行日	<u>令和8年1月1日</u>

※改正の詳細は、総務省ホームページにて御確認ください。

